

## 国内指定預金利子の取扱いについて

平成 11 年 3 月 30 日蔵理第 1399 号  
大蔵大臣から日本銀行総裁あて

改正 平成 13 年 3 月 22 日財理第 791 号  
平成 13 年 6 月 1 日財理第 2062 号  
平成 18 年 10 月 26 日財理第 4175 号  
平成 19 年 3 月 30 日財理第 1086 号  
平成 20 年 3 月 31 日財理第 1156 号  
平成 25 年 12 月 24 日財理第 5751 号  
平成 26 年 9 月 16 日財理第 4477 号

日本銀行国庫金取扱規程（昭和 22 年大蔵省令第 93 号）第 10 条の規定に基づき、政府預金受払手続（大正 11 年 3 月 15 日付官房秘乙第 573 号）第 12 条各号の国内指定預金の口座に付される利子の取扱いについて下記のとおり定め、平成 26 年 9 月 19 日から実施することとしたので、通知する。

### 記

#### 1. 適用金利

日本銀行は、特に指定する場合を除き、国内指定預金各口座の日々の残高に対して、次の表の左欄に掲げる直近 13 週間の政府短期証券の公募入札における募入平均利回りを募入決定額により加重平均した利回り（以下「加重平均利回り」という。）の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める利率の国内指定預金金利（ただし、3ヶ月物政府短期証券の流通市場における実勢相場を勘案した利回りを上限とする。）を付するものとし、当該金利の改定は毎週行うものとする。

加重平均利回り	国内指定預金金利
0.06%超	加重平均利回り（ただし、0.001%未満の端数は切り捨てる。）から0.05%を差し引いた利率
0.01%超0.06%以下	0.01%
0.001%超0.01%以下	加重平均利回り（ただし、0.001%未満の端数は切り捨てる。）
0.0001%超0.001%以下	加重平均利回り（ただし、0.0001%未満の端数は切り捨てる。）
0.0001%以下	財務大臣が別途通知する利率

## 2. 利子の帰属

国内指定預金の各口座に付される利子は、次の区分により各会計の歳入として計上されるものとする。

- (1) 一般口 財務省主管一般会計
- (2) 外国為替資金口 外国為替資金特別会計
- (3) 食糧管理口 食料安定供給特別会計
- (4) 財政融資資金口 財政投融资特別会計

## 3. 支払方法

日本銀行は、2. (1)～(4)に掲げる各会計の歳入徴収官から発せられた納入告知書に基づき、毎月、前月分（1日から月末日まで）の国内指定預金の各口座に係る利子を支払うものとする。